国立大学法人東京外国語大学個人情報保護規程

(平成17年4月1日 規則第12号)

改正 平成17年7月1日規則第55号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)における個人情報の適正な管理等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「法」という。)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第549号。以下「政令」という。)又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 「個人情報」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。
 - (2) 「保有個人情報」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。
 - (3) 「教育・研究関係保有個人情報」とは、前項に規定する保有個人情報のうち、教員 又は教員組織が主体となって管理するものいう。
 - (4) 「個人情報ファイル」とは、法第2条第4項に規定するものをいう。
 - (5) 「本人」とは、法第2条第5項に規定する本人をいう。
 - (6) 「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という)第2条第2項に規定するものをいう。

(管理体制)

- 第3条 本学に総括保護管理者を置き、学長が指名する理事又は学長特別補佐をもって充てる。
- 2 本学の課又は室に保護管理者及び保護担当者を置く。
- 3 保護管理者は、課にあっては課長を、室にあっては室長をもって充てる。
- 4 保護担当者は、保護管理者が指名する者をもって充てる。
- 5 前3項の規定にかかわらず、教育・研究関係保有個人情報の管理に当たっては、部局 等の長を保護管理者とし、当該部局等の教員を保護担当者とする。
- 6 本学に監査責任者を置き、学長が指名する監事をもって充てる。
- 7 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当 たる。
- 8 保護管理者は、保有個人情報を適切に管理する任に当たる。
- 9 保護担当者は、保護管理者を補佐する。
- 10 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査を行う任に当たる。
- 11 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令、規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(保有の制限)

- 第4条 個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合 に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な 範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に 認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

- 第5条 本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 2 前項により利用目的を明示する場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を併せて明示するものとする。
 - (1) 個人情報が利用に供される組織の名称
 - (2) 個人情報の提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の提供先
 - (3) 個人情報の取扱いに係る業務の委託を行うことが予定される場合には、その旨
 - (4) 本人が個人情報を届出ることの任意性及び当該情報を届出ない場合に本人に生じる 結果

(適正な取得)

第6条 本学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第7条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実 と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

- 第8条 本学は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、本学から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

- 第9条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - (1) 個人情報の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
 - (2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(利用及び提供の制限)

- 第10条 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。 ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することに よって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、 この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (3) 行政機関、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための本学の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合に おいて、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係 る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又 はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを 求めるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第12条 個人情報の体系的な整理、迅速な検索及び適切な管理に活用し、法による開示請求、訂正請求及び利用停止請求をしようとする者の利便を図るため、政令で定めるところにより、本学が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
 - (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。

事項第7号において同じ。) として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)

- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。) の収集方法
- (6) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 法第12条第1項、法第27条第1項又は法第36条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (8) 法第27条第1項ただし書き又は法第36条第1項ただし書きに該当するときは、 その旨
- (9) その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する 個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
 - (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲 げる事項を個人情報ファイル簿に掲載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿 に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適 正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若し くは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこ とができる。

(開示、訂正及び利用停止)

- 第13条 本学は、法の定めるところにより、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の 実施等を行う。
- 2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施等に必要な事項は、別に定める。 (保有に関する特例)
- 第14条 保有個人情報(独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報を専ら

記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、開示、訂正及び利用停止に係る規定の適用については、本学に保有されていないものとみなす。

(苦情処理)

第15条 個人情報の取扱いに関する苦情に対しては、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な管理等に関する必要な事項は、 学長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。